

受付番号	平成30年 第 2 号
受付日	平成30年 4月17日
質問者	加藤 清助 議員

## 文書質問答弁書

回 答 日：平成30年 5月11日  
担 当 部 局：総務部人権・同和政策課

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく 加藤 清助 議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

### ■質問①

当該、大型作業所の再稼働はいつになるのか？その見通しは？

### ■答弁

同作業所は、食肉加工専用の工場として建設された施設であることから、事業者の撤退後は県内外の食肉加工事業者を中心に誘致に取り組んでまいりました。また、食肉加工の範囲で軽微な業種の変更も視野に入れて誘致を続けてまいりましたが、現在のところ実現に至っておらず、稼働の時期についてお答えできる状況に至っておりません。

### ■質問②

設置目的を実現するための本市の今年度の方針、対応策はどんな内容か？

### ■質問③

平成26年3月の事業者撤退後の誘致交渉について、平成29年度は何をしたのか、その内容が見えない。不作為はないか？見解を求める。

### ■答弁

現在、建物管理のための最小限のコストによる休止状態を維持しながら、平成29年度からは誘致に向けて食肉加工以外での活用方法の検討を行っているところですが、都市計画法上の他業種への切替えを前提とした用途変更の具体的な要件の整理を進めるほか、市関連施設としての利用を含めた活用方法についての情報収集・提供や、それ以外の活用方法を検討するために県内の同種施設の状況の把握にも取り組みました。

今年度はこれら情報収集等をさらに進め、他市等の事例も参考にしながら、活用の方向性を検討してまいります。

### ■質問④

平成27年度に実施した、汚泥引き抜き業務委託事業において産業廃棄物「汚泥」のマニフェストを見ると、最終処分地が北九州市とあり、平成27年12月18日、対象汚泥278トンを最終処分地・北九州市まで運搬・処分している。なぜ、北九州市まで運搬する必要があったのか？遠隔地まで運搬処分することが適切であったのか？

### ■答弁

本業務の実施にあたっては、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく「四日市市新合理化事業計画」に位置づけられた業務として収集運搬事業者が選定されたものです。

その収集運搬事業者が提示する中から、当該業務に適した処分事業者と契約を締結しましたが、その処分事業者の選定にあたっては、本業務であらかじめ想定される汚泥の処分量が300トン程度と非常に多いため、これを処理できる事業者を選ぶ必要がありました。また、海上移送を含めた処分費用も当初想定した近隣の処理施設より安価であることが見込まれたことから、最終処分地を当該処分事業者の北九州市の施設に決定しました。